

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府による入国規制の変更(入国後の隔離期間の短縮))

令和3年11月4日  
在スラバヤ日本国総領事館

●11月2日、インドネシア政府は外国人の入国規制を一部変更する追加通達を发出し、インドネシア入国後の政府指定ホテルでの隔離期間を3×24時間に短縮しました。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、11月2日、外国からの入国に係る規制に関する通達(第20号)の内容の一部を変更する追加通達(第20号追加通達)を发出し、インドネシア入国後の政府指定ホテルでの隔離期間を短縮すると発表しました。この措置は、11月2日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

2. この追加通達により、必要回数(通常は2回)のワクチン接種を完了してインドネシアに入国する外国人について、インドネシア入国後の政府指定ホテルでの隔離期間が従来の5×24時間から3×24時間に短縮され、入国後2回目のPCR検査はホテル隔離3日目に行うこととされました。また、ワクチン接種回数が1回のみの場合には、5×24時間のホテル隔離を行うとされました。

3. ただし、外国人が入国するにあたっては、引き続き、出発の14日以上前に必要回数(通常は2回)のワクチン接種が完了していることを示すワクチン接種証明書の提示が必要とされている点に変更はないとされているところ、御注意ください。なお、インドネシア当局の説明によれば、健康上の理由によりワクチンを接種できず、その旨の国立病院発行の診断書を提示して入国する場合は、5×24時間のホテル隔離が適用されるとのことです。今般の変更の運用状況については、各政府指定ホテルにお問い合わせください。従来の規制については、10月15日付当館お知らせ( <https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100247532.pdf> )を参照してください。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。(了)